

## 防犯優良マンション認定事業支援要綱に基づく防犯優良マンション認定制度の概要

### 1. 認定主体（認定機関）

各都道府県の住宅関係公益法人と防犯関係公益法人との共同認定。

〔参考〕

愛知県の認定制度では(財)愛知県建築住宅センターと(社)愛知県防犯協会連合会との共同認定

### 2. 認定の対象

新築、既存を問わず全てのマンションを対象。

### 3. 認定の基準

全国公益法人が定める防犯優良マンション標準認定基準を基に、各都道府県の状況を踏まえて認定主体が認定基準を制定。（主な認定要件については、参考資料2を参照）

### 4. 審査

全国公益法人※に一定の能力を有したのものとして登録された、住宅・建築及び防犯設備の専門家の中から、認定主体となる各都道府県の住宅関係公益法人と防犯関係公益法人がそれぞれ指名した2人の審査員により、設計図書審査（設計段階審査）及び現地審査（竣工段階審査）を実施。

### 5. 認定

審査員による審査結果をもとに、判定委員会の議を経て認定。設計段階及び竣工段階の2段階の審査を経て認定。設計段階においては設計段階適合証を、竣工段階においては認定証をそれぞれ交付。

### 6. 認定マンションの公表及び認定の表示

認定（設計段階審査の適合確認されたものを含む。）マンションについては、認定機関のホームページで公表。

また、当該マンションには、全国公益法人※が定めた統一の認定マークを表示。



### 7. 認定の有効期間

5年間（都道府県により3年間の場合あり）

※全国公益法人：財団法人ベターリビング、財団法人全国防犯協会連合会、社団法人日本防犯設備協会の3公益法人をいう。